

令和6年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト（R 6.1実施）の利用に係る手続について

大学が共通テストを利用する場合、「大学入学共通テスト実施大綱」に基づき、期限までに必ず文部科学省及び大学入試センターへの通知が必要。



○ 過去、大学の手続き漏れや不備などにより共通テストを利用できないケースが発生。

手続上の漏れや不備などにより、共通テストが利用できなくなると、受験生への影響だけでなく、大学での募集にも影響が及ぶため、十分な注意が必要です。
少しでも不明な点があれば、隨時、文部科学省大学入試室へお問合せください。

【過去にあった手続き漏れの事例】

- 手続の失念や不認知。(担当者の異動等により手続きが引き継がれていなかった等)
- 通知等の提出期限の誤認。
- 短期大学は手続きが不要と誤認していた。

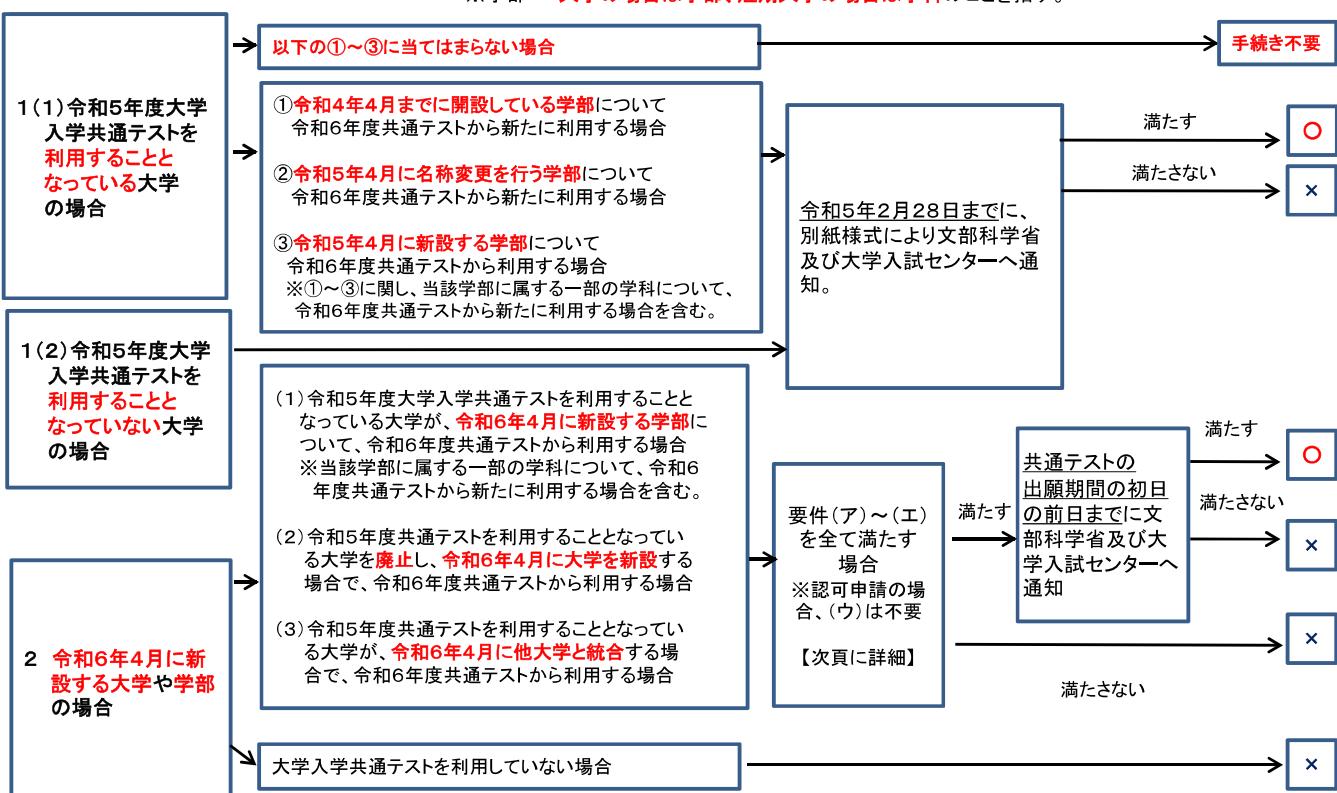
1

令和6年度大学入学共通テスト（R 6.1実施）の利用に係る手続について①

手続きのフローイメージ

※このフローイメージは、共通テストの利用手続きをイメージしやすいよう作成したものです。
確認する際は、必ず大学入学共通テスト実施大綱を見ながら確認するようしてください。

※学部…大学の場合は学部、短期大学の場合は学科のことを指す。



2

令和6年度大学入学共通テスト（R 6.1実施）の利用に係る手続について②

令和6年4月に新設する大学又は学部(短期大学においては学科)が、
令和6年度共通テスト(令和6年1月実施)から利用する場合の要件

(※以下(ア)～(エ)の要件をすべて満たすことが必要。)

(ア)：令和5年7月31日までに、「設置の手引き」によりPR活動を実施していること。ただし、PRの内容には、「**共通テストの利用方法**」及び「**審査継続による保留等で共通テストの利用ができなかった場合の対応**」も含む内容となっていること。

(イ)：所属する地域の連絡会議に対し、**共通テストを利用予定である旨**を報告していること。

(ウ)：令和6年度共通テストの出願期間初日の前々日までに、**設置届出を行った日から60日が経過**していること。(設置認可申請の場合は、本要件は該当しない)

(エ)：令和6年度大学共通テストの出願期間初日の前々日までに、文部科学省及び大学入試センターに、
(ア)～(ウ)を満たしていることを任意様式により報告していること。
(共通テストの利用に係る別紙様式を文部科学省及び大学入試センターへ通知する必要があることに注意。)